

別 紙

議 事 の 経 過

第 一 日 平 成 二 十 六 年 三 月 四 日

開 会 午 前 十 時 〇 〇 分

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

みなさん、おはようございます。

開会前に、報告事項がありますので事務局から報告させます。

○ 事 務 局 長 （ 佐 々 木 克 治 君 ）

十一番、佐々木政美議員から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。以上でございます。

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

ただ今の出席議員数は、十三名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十六年第一回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

六 番 小 野 稔 君

七 番 藤 林 公 正 君

八 番 吉 村 忠 男 君 を 指 名 いた します。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしまし

たので、議会運営委員長から報告を求めます。

奈良岡文英議会運営委員長。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

○ 議会運営委員長（奈良岡文英君）

みなさんおはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る二月二十八日、午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、平成二十六年第一回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から三月十三日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

三月四日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・予算特別委員会設置・議案（請願）審議・採決

三月五日・六日は、議案熟考のため休会

三月七日は、町政に対する一般質問

三月八日・九日は、休日及び日曜日のため休会

三月十日は、各常任委員会開催のため休会

三月十一日・十二日は、予算特別委員会のため休会

三月十三日は、議案審議・採決・常任委員会報告・閉会

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本

日から三月十三日までの十日間とし、休会日はお手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月十三日までの十日間に決定いたしました。

○議長(野呂日出男君)

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

次に、平成二十六年二月六日付け青森県後期高齢者医療広域連合告示第二号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙において、八戸市長小林眞氏が当選の告示をされましたことをご報告いたします。

次に代表監査委員から監査報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○代表監査委員(神忠勝君)

おはようございます。

監査報告を申し上げます。

例月出納検査については、去る二月二十四日、二十六日及び二十七日の三日間にわたり、一月分の各会計の収入・支出について、出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており異常ないものと認めました。

以上であります。

○ 議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第三号から議案第三十二号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○ 町長（平田博幸君）

みなさんおはようございます

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○ 議長（野呂日出男君）

日程第五、予算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、平成二十六年年度の各会計予算案が提案されておりますので、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第二十七号から議案第三十二号までを、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第二十七号から議案第三十二号までを、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第六、請願第一号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願 議題といたします。

請願第一号の紹介議員の 浅利直志 君から、趣旨説明を求めます。

浅利直志君。

〔浅利直志君 登壇〕

○ 十三番（浅利直志君）

あらためまして、おはようございます。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択を是非お願いしたいと思います。

趣旨説明をいたしたいと思います。

本、請願の提出者は青森市大野字若宮百六十五の十九、青森県労働組合総連合、議長、奥村榮様であります。請願事項としましては、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を採択して頂きたいということです。

請願の趣旨については、みなさんのお手元に配布しております資料の二枚目の方ですね、特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書案を元に、趣旨説明をしたいと思えます。先の百八十五回臨時国会において特定秘密の保護に関する法律が可決、成立しました。日本国憲法が保障している基本的人権を脅かす重要な法律をわずか一ヶ月余りで十分な審議の時間を保障しないまま、多くの国民が反対している声を無視して、民主主義のルールもかなぐり捨てて強行したことは許されることではありません。同法は特定の情報を政府が恣意的に秘密指定することができ、国民には何が秘密なのか明らかにせず、その情報入手したり、報道すれば処罰されたり、公務員や民間人が軍事・外交などの情報を漏らすと罰せられるなど、国民の知る権利が大幅に制限されるものであります。それゆえに、マスコミ、演劇界、芸術家、法曹界、宗教界、学者、文化人などから反対・危惧する声が澎湃として沸き

起こったものであります。さらに国民が不安に思っていることは、外部からのチェック機能がきわめて不十分なことであります。安部首相は秘密指定などの妥当性をチェックする保全監視委員会を昨年十二月に設置し、秘密指定・解除の統一基準を策定する情報保全諮問会議を一月に設置しました。いずれも政府内に置かれ、保全監視委員会は各省庁の事務次官級で構成されるということでもあります。情報保全諮問会議は会議、議事録も非公開だということです。これでは第三者によるチェック機能を果たせず、透明性の確保もできないことは明らかであります。くわえて秘密の指定期間が六十年間、情報の重要性によっては例外が設けられるなど、国民には半永久的に秘密にされることとなります。青森県には三沢米軍基地や原子力関連施設が多く、重要な情報が秘密指定される可能性があり、透明性が求められているところでもあります。

同法が、知る権利、表現の自由、取材の自由を制限することから、法案成立後も全国各地で同法廃止を求める運動が展開されています。世論調査でも、特定秘密法保護反対六十・三パーセント（十二月十日、共同通信）、特定秘密保護法廃止・修正七十四・八パーセント（一月二十八日、朝日新聞）、となっています。

よって、国会、政府におかれては、日本国憲法が保障する国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密の保護に関する法律を実施前に撤廃されるように強く求めるものであります。

以上が趣旨説明でございますので、なにとぞ議員各位のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○議長（野呂日出男君）

小野稔君。

○六番（小野稔君）

今回上げられました特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出に関して、反対するものであります。なぜならば、日本は今までスパイ防止法とかそういう法律はなく、スパイ天国と言われていた国であります。そういう中において今回この法律ができたことにより、そういうものを保護することができ、スパイまたこの中に書いてありますとおり情報入手するため私たち一般国民にとってはふだん何も関係ないような、そういうものが主なものでありますのでこの法律に今回こういう意見書を出すことに反対するものであります。

○議長（野呂日出男君）

次にこの請願に賛成者の発言を求めます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論をおわります。

これから、請願第一号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第一号を、採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。

よって、請願第一号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ごくろうさまでした。

散会 午前十時五十八分